

「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」発表時等における 臨時休業について

時下、日頃より本校の教育活動について、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

川崎市では「特別警報」及び「暴風警報」「暴風雪警報」のうちのどれか一つでも発表されたとき、または市内鉄道会社が計画運休を実施している場合の児童の安全確保についての対応につきましては、以前よりお知らせしております。これらにつきまして、再度内容をご確認いただき、趣旨についてご理解くださいますようお願い申し上げます。

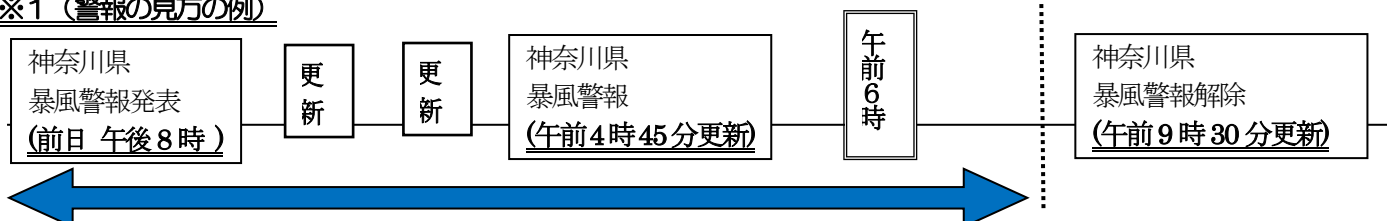
◎ 神奈川県全域、または県内の一部（川崎市に限られません）の気象情報で判断します。

「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」が発表された場合	
午前6時の時点で警報が出ている 又は、継続している（ <u>解除されていない場合は継続中となります</u> ）	<u>当日一日を臨時休業</u> とします。臨時休業と決定した場合 <u>自動的に給食も止まり、途中で天候が回復しても登校時刻を繰り下げて授業を実施することはいたしません。</u>
※1参照 警報の見方	
午前6時の時点で警報が解除されていた場合でも、市内鉄道会社が計画運休を実施している場合	<u>当日一日を臨時休業</u> とします。その日一日を臨時休業と決定した場合、 <u>途中で計画運休が解除しても、登校時刻を繰り下げて授業を実施することはいたしません。</u>
登校後、警報が出た場合	授業時間を繰り上げ、安全なうちに児童を下校させます。 <u>保護者引取りにするか、地区別に下校するかは、学校が状況を判断します。</u> ただし、下校する時間が台風等の襲来などと重なるおそれのある時は、児童を学校で待機させるなどの安全措置を講ずることがあります。 ※ 引き取りについては、児童引き取りカードに登録した方に引き渡します。 ※ わくわくプラザは閉室となります。

「大雨警報」「大雪警報」等（「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」以外の警報）が発表された場合	
午前6時の時点で警報が出ている 又は、継続している	<u>通常通りの授業です。</u> ただし、気象状況を見て、授業を遅らせたり（繰り下げ措置）授業を早めたり（繰り上げ措置）するかは、学校が状況を判断します。
登校後、警報が出た場合	※ 児童の安全上、ご家庭の判断で登校を見合わせた場合遅刻・欠席扱いにしません。 ※ 繰り上げ措置の時のみ、わくわくプラザは閉室となります。

警報についての情報については、インターネットやテレビのデータ放送など最新の気象情報を注視してください。

※1（警報の見方の例）



※この例の場合は、前日午後8時の発表から解除された翌日午前9時半まで「暴風警報」が発表されていることになり、午前6時の段階で「暴風警報」は継続中となります。

ご不明な点がある場合は、教頭（TEL：833-5451）までご相談ください。